

タクシーをご利用のみなさまへ

約3分で  
回答できます

# タクシー利用に関する アンケート調査 ご協力のお願い

京都市、京都運輸支局および京都府警察では、  
タクシーの業界団体とともに「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」を設置し、  
タクシー駐停車マナー向上のための取組を進めています。  
このアンケートは、その取組の一環として、  
タクシーをご利用されるみなさまのご意見をお尋ねするものです。



## ご回答にあたって

- ・本アンケートは完全無記名で行っていただくものです。
- ・調査結果はすべて統計的に処理しますので、個人の情報が公表されることはありません。

回答期限 2018年11月30日(金)まで

封筒に入れ、お近くのポストで投函してください

【お問い合わせ】 京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室(担当:吉田・山下) TEL:075-222-3483 FAX:075-213-1064

## 以下のアンケート調査にお答えください。

## 設問① あなた自身のことについて教えてください。

お住まいの地域	<input type="checkbox"/> 京都市( )区	<input type="checkbox"/> 京都府内	<input type="checkbox"/> 京都府外			
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	<input type="checkbox"/> その他			
年齢	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代以上
タクシーの利用頻度	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週2,3回程度	<input type="checkbox"/> 週1回程度	<input type="checkbox"/> 月1回程度	<input type="checkbox"/> 月1回未満	
タクシーの主な 利用目的	<input type="checkbox"/> 通勤・通学 <input type="checkbox"/> 仕事・業務 <input type="checkbox"/> 買い物・食事 <input type="checkbox"/> 観光・レジャー <input type="checkbox"/> 習い事・病院等 <input type="checkbox"/> その他( )					

設問② 普段、どのようなタクシーを利用されることが多いですか？（1つを選択）

- タクシー乗り場に停まっているタクシー       タクシー乗り場以外に停まっているタクシー  
 走行しているタクシーを止めている       その他（ ）

設問③ タクシーを乗降する場合は、どのようなことに気をつけていますか？（複数回答可）

- バス停ではタクシーの乗降をしないようにしている  
 交差点ではタクシーの乗降をしないようにしている  
 特に気にしていない  
 その他（ ）

設問④ タクシーが、交差点やバス停付近で利用客の乗降をさせたり、タクシー乗り場以外で客待ちをすることは、道路交通法上「違法」です。ご存じですか？（1つを選択）

- もちろん知っている       一応、知っている       知らない

■ 乗務員アンケートによると、「乗務員も利用者のみなさまのマナーが良くなると、マナー向上に努めようと考える」という回答が8割以上となっています。



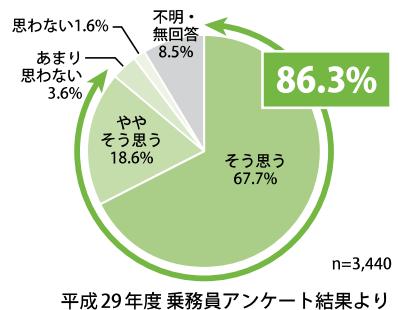
今後、交差点でタクシーの乗り降りをしないようにしよう。  
約8割\*



今後、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをしているタクシーは使わないようにしよう。  
約8割\*

\*平成28年度 乗客アンケート結果より

お客様の意識を知って、マナー向上に努めようと思う。



乗務員

設問⑤ 今後、交差点やバス停付近ではタクシーの乗降をしないようにしようと思いますか？（1つを選択）

- そう思う       ややそう思う       あまり思わない       思わない

設問⑥ 今後、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをしているタクシーは利用しないようにしようと思いますか？（1つを選択）

- そう思う       ややそう思う       あまり思わない       思わない

最後に 京都市では、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、「歩くまち・京都」憲章(別紙)を定めています。ご存知ですか？

- 知っている       知らない

ご協力ありがとうございました。